

業務仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度経営指導員等及び事業者を対象とした DX 研修企画運営業務

2 業務の目的

本業務は、県内事業者の競争力の維持・拡大を実現するため、事業者の経営課題解決を支援する経営指導員等と事業者の双方に対し、DX 推進に向けての実践的な知見と連携を強化することを目的として、以下の研修を実施する。特に、経営指導員等が適切な支援へと繋ぐ役割を強化し、IT の専門家への円滑な連携を実現することで、地域全体の実効性ある DX 支援体制を確立する。具体的には、以下の知見と実践力の強化に注力する。

(1) 経営指導員等を対象とした研修

事業者の課題を「デジタル化で解決できないか」という視点で捉え、潜在的なニーズを引き出す能力を養うことを目的とする。経営指導員等は IT の専門家になるのではなく、デジタル化の可能性を察知し、適切な専門家へと繋ぐ役割を強化する。

(2) 事業者を対象とした研修

事業者が DX を自律的に推進できるよう、経営層の DX リーダーシップを醸成し、具体的な事業課題を解決する実践的な DX 推進体制の構築を目的とする。研修後には、具体的なアクションへと繋がることを目指す。

3 両研修連携の意義

両研修を一貫して実施することで、経営指導員等と事業者の間に共通の DX 視点と連携体制を構築し、相乗効果を最大化する。これにより、地域全体の DX 推進機運を高め、事業者の競争力の維持・拡大を後押しする。

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

5 業務内容

受託者は、本業務の目的を達成するため、以下の要件に基づき、具体的な実施計画を策定・提案し、県と協議のうえ最適化した計画に従って業務を実施すること。

【共通事項】

(1) 研修共通留意事項

- 島根県が実施する「しまね DX 推進事業」並びにしまね産業振興財団しまねソフト研究開発センター（ITOC）が実施する「しまねデジタル推進事業」及び「しまね地域 DX 抱点運営事業」を理解し、当該事業に接続を促す構成とすること。研修内での制度の説明は県職員による実施も含め、県と協議のうえ決定すること。
 - 「しまね DX 推進事業」（島根県産業振興課）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/digitalinnovation/>
 - 「しまねデジタル推進事業」（しまね産業振興財団 ITOC）
<https://www.s-itoc.jp/support/business-support/digital-innovation/>
 - 「しまね地域 DX 抱点運営事業」（しまね産業振興財団 ITOC）
<https://www.s-itoc.jp/support/business-support/shimane-dx/>
- 業務委託期間中、定期的に県と実施内容について協議し、必要に応じて柔軟にプログラム内容を見直すこと。

(2) 研修共通運営形式

- 座学だけではなく、グループワーク等を実施するワークショップ形式とすること。
- PC 等を活用し、デジタル技術を体験できる実践的な内容とすること。

(3) 研修共通運営体制

- 講師は、専門知識と実務経験に加えて、受講者の意欲を引き出す能力を有すること。

- 複数の企業や多様な受講者層を対象とした DX 研修において、受講者の課題解決と学習意欲向上に貢献した具体的な経験。
- 受講者の理解度に応じた丁寧な説明、質問への的確な対応、効果的なプレゼンテーションにより、集中力とモチベーションを維持させる能力。
- ・ 講師や運営スタッフに加え、受講者 5~6 名に 1 人の補助員を配置し、研修を円滑に進めるためのサポート体制があること。
- 補助員はデジタル技術の指導に加え、グループワークのファシリテーションなどの専門知識を有すること。

(4) 研修共通開催地

- ・ 開催地は以下の 2 会場とし、会場については県と協議のうえ決定すること。
 - 松江市：松江商工会議所が望ましい
 - 浜田市：浜田駅周辺が望ましい
- ・ 各研修内容は 2 会場で原則同様とすること。

(5) 研修共通参加者受付体制

- ・ 受託者は、参加申込の受付体制を整備し、申込状況を県に随時情報共有すること。
- ・ 参加申込者の個人情報は「個人情報取扱特記事項」に基づき適切に管理すること。
- ・ 本業務で扱う県の情報資産は「島根県情報セキュリティポリシー」により適切に管理すること。

(6) 研修共通参加者アンケートの実施

ヒアリング項目については、県と協議のうえ決定すること。

【個別事項】

(7) 経営指導員等を対象とした研修の実施

① 対象者

県内の商工団体（各商工会議所、商工会連合会、各商工会、中小企業団体中央会）等に所属する経営指導員等を対象とする。

② 研修概要

- ・ 経営指導員等の日々の業務及び事業者の DX 推進に向けた役割を踏まえた内容とすること。
- ・ 事業者の課題を「デジタル化で解決できないか」という視点で捉え、デジタル化の潜在的なニーズを引き出し、適切な専門家（5.（1）に記載する事業のうち専門家派遣事業等）へ繋げる能力を向上させる内容とすること。
- ・ 研修後も継続して、事業者の多様な経営課題とデジタル化の関連性を認識できる内容とすること。

③ 研修プログラムの構成要素（例示）

以下を含む構成とすることを基本とし、必要に応じ柔軟に設計・調整すること。

項目	詳細
島根県内企業の現状と DX 推進の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中小企業（特に小規模事業者）の課題と DX による解決策 ➤ 事業者の DX 推進に向けて経営指導員等に期待する役割
DX の基礎と「デジタルで解決」思考プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ➤ DX の基本と事業者の課題におけるデジタル化への「気づき」
中小企業（特に小規模事業者）のための主要デジタルツール活用事例とデモンストレーション	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経営課題解決に役立つ中小企業（特に小規模事業者）向けデジタルツールの事例紹介とツール導入によって業務がどのように改善されるかに焦点をおいたデモンストレーション
経営指導員等のためのデジタルツール体験	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経営指導員等の業務改善に役立つツールの体験（深い知識不要で利用イメージを掴みデジタル技術の利点を体感する）

課題発見～専門家連携手法の獲得	➤ 多くの中小企業（特に小規模事業者）が抱える課題事例からデジタル化の可能性を議論 ➤ 5.（1）に記載する事業を含む外部連携方法 ➤ ITの専門家へ繋ぐヒアリング手法
事業者向け研修の周知	➤ 事業者を対象とした研修の周知

④ 開催時期・参加者数・研修実施形式

- 開催時期：令和8年7月（土・日・祝日を除く）のうち各1日間（例：10:00～17:00）。日時は県と協議のうえ決定すること。
- 参加者数：松江市 30名程度、浜田市 15名程度
- 研修実施形式：対面での開催とすること。

⑤ 参加者募集

- 開催日決定後に速やかに広報及び申込促進を実施できるようチラシ等を作成すること。チラシ等の作成にあたっては県と協議をすること。
- 参加者の募集活動は、県が実施する。

(8) 事業者を対象とした研修の実施

① 対象者

県内に本社又は事業所を有する中小企業等の経営戦略に関与する以下の人才を対象とする。

- 経営者（代表取締役、取締役等）
- 幹部社員（部門長、DX推進担当者等）
- 上記が任命したDXリーダーになり得る従業員

② 研修概要

- 経営層と担当者層、それぞれの役割に応じた内容を実施することで、事業者内のDX推進体制構築を支援する内容とすること。ただし、担当者層の研修はより実践的かつ長時間の内容とし、両層の研修は同時実施も可能とする。
- 経営視点を踏まえたDX推進プロセスを体験的に学ぶ内容とすること。
- 「体験→内省→実行計画策定」のステップを組み込み、参加者が研修後に事業者内で具体的なアクションを起こせる状態を目指す内容とすること。
- 自社の課題に触れる内容を入れること。
- DXにこれまで取り組んでこなかった事業者の参加も想定した内容とすること。
- 研修修了後に、既存事業（5.（1）に記載する事業等）のうち、特に専門家派遣事業の活用をスムーズに検討・申請できる内容とすること。

③ 研修プログラムの構成要素（例示）

以下を含む構成とすることを基本とし、必要に応じ柔軟に設計・調整すること。

項目	詳細
体験	➤ 多くの中小企業（特に小規模事業者）が抱える課題事例を用いたDXに向けたグループ演習 ➤ 中小企業（特に小規模事業者）におけるDX実践事例紹介
内省	➤ 自社課題への内省を促す宿題 ➤ 宿題に対するフィードバック
実行計画策定	➤ 自社のDX推進に向けた構想・計画案の作成 ➤ 参加者同士の交流・相互フィードバックの機会創出
その他	➤ 修了後のアフターフォロー（例：個別相談、進捗共有セッション等）

④ 開催時期・参加事業者数・研修実施形式

- 開催時期：令和8年9月～10月（土・日・祝日を除く）のうち各1.5日間程度。日時は県と協議のうえ決定すること。
- 参加事業者数：松江市 10社程度、浜田市 10社程度

- ・ 研修実施形式：原則対面での実施とするが、双方向性および演習効果が担保される場合に限り、一部オンラインでの実施も可能とする。

⑤ 参加者募集

- ・ 経営指導員等研修開催日には募集活動を開始できるようチラシ等を作成すること。チラシ等の作成にあたっては県と協議すること。その他、集客効果が期待できる媒体があれば実施すること。
- ・ 参加者の募集は、以下の区分と期間で実施すること。
 - 経営指導員等推薦枠：経営指導員等研修開催日～事業者研修開催日 1.5か月前
 - 一般公募枠：事業者研修開催日 1.5か月前～事業者研修開催日直前
- ・ 一般公募枠参加者の募集活動は、④の参加事業者数を達成できるよう県と連携して実施すること。

6 情報の取扱い

受託者は、関係者から得た企業等に係る情報に関して厳に秘密を保持するものとし、書面により相手方の承諾を得ない限り、第三者に情報を開示しないものとする。また、調査時など必要に応じて参加者から秘密保持誓約書を徴するなど、関係者の意向を確認の上、適切に情報を管理すること。

7 業務遂行体制

受託者側の窓口責任者を配置する。窓口責任者は、業務においてプロジェクトマネージャー又はリーダーを経験するとともに、チームビルディングに長けている人員を要件とする。

8 類似業務の実績

直近 2 年間に官公庁、自治体より事業者の DX 推進に向けた研修の受託実績を有することが望ましい。

9 追加提案

本仕様書に定めのないものであっても、本業務の趣旨に合致する実施可能な取組がある場合には企画提案に盛り込むこと。また、受託後事業実施期間中であっても適宜提案すること。

10 その他

業務内での受託者の移動に要する経費等、本業務の実施に要する費用は委託契約額の範囲内で対応すること。

11 完了報告

以下の項目を記載した完了報告書を作成し、委託期間内に PDF データで提出すること。様式は任意とする。

- ・ 記載内容

- 本業務に要した事業費
- 本業務で実施した内容
- 本事業の参加申込者の個人情報及びプログラム参加状況をまとめたもの
- アンケート結果
- 本事業の有用性
- 本事業の改善点

- ・ 知的財産権の取扱い

なお、作成された報告書及び著作物その他の知的財産、又はノウハウ等に関する一切の権利（特許その他の知的財産権を受ける権利、及び著作権法第 27 条及び第 28 条規定の権利を含み、受託者又は第三者が従前から有する権利は含まれない。）のうち、受託者が考案、創作したものは受託者に留保される。なお、受託者に留保された当該権利について、委託者は自ら利用し、また自らの事業に供することを目的として利用する限り、受託者は無期限かつ地域の制限なく通常実施権の許諾、通常使用権の許諾並びに複製、翻案、公衆送信及び頒布等の利用許諾をするものとする。